

平成20年4月から 国民健康保険の自己負担が変わります

○義務教育就学前の子にかかる医療費の自己負担割合が2割になります

乳幼児の医療費を2割負担（国保の負担が8割）に軽減する対象年齢が拡大されます。

3歳未満2割



平成20年3月まで



義務教育就学前2割

（6歳に達する日以降の最初の3月31日まで）



平成20年4月から

○70～74歳の方（現役並み所得者以外）の自己負担割合が2割になります

70～74歳の方の医療費の自己負担割合が1割（現役並み所得者以外）から2割になります。

※現役並み所得者は3割で変更ありません。

平成20年3月まで

1割



平成20年4月から

2割



★一年間は据え置き

70～74歳の方の窓口負担が平成20年4月から平成21年3月までの1年間1割に据え置かれます。

※すでに3割負担をしている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けた方は除きます。

○70～74歳の方の自己負担限度額が変更になります

70～74歳の所得区分が「一般」の方は、医療機関にかかったときに窓口で支払う自己負担限度額が引き上げられます。

平成20年3月まで

外来
（個人ごと）
12,000円

外来＋入院
（世帯ごと）
44,400円



平成20年4月から

外来
（個人ごと）
24,600円

外来＋入院
（世帯ごと）
62,100円※

※過去12か月以内に4回以上該当する場合
4回目以降は44,000円

★一年間は据え置き

70～74歳の所得区分が「一般」の方は平成20年4月から平成21年3月までの1年間は、今までどおりの自己負担限度額となります。

<問い合わせ先>

保険年金課国民健康保険班 ☎62-5331